

外務省海外安全情報等について(必ずお読みください)

外務省海外安全情報とは

日本政府外務省が、海外に渡航・滞在する邦人のために、特に注意が必要な場合に出す情報です。『海外安全情報は、法的な強制力をもって皆様の渡航を禁止したり、退避を命令したりするものではありません。同様に旅行会社の主催する旅行を中止させる効力もありません。渡航前、滞在中は、常に「自分の身は自分で守る」との心構えをもって、安全対策に努めてください。』(外務省)

「海外安全情報」は、「危険情報」(最新の現地治安情報と安全対策の目安を示す情報)と、「スポット情報」(限定された期間・場所・事項について速報的に発出される情報)からなります。

「危険情報」は、危険の度合いに応じて、以下の4段階のカテゴリーに分けて示されます。

①「レベル1：十分注意してください。」

その国・地域への渡航、滞在に当たって危険を避けていただくため特別な注意が必要です。

②「レベル2：不要不急の渡航は止めてください。」

その国・地域への不要不急の渡航は止めてください。渡航する場合には特別な注意を払うとともに、十分な安全対策をとってください。

③「レベル3：渡航は止めてください。(渡航中止勧告)」

その国・地域への渡航は、どのような目的であれ止めてください。(場合によっては、現地に滞在している日本人の方々に対して退避の可能性や準備を促すメッセージを含むことがあります。)

④「レベル4：退避してください。渡航は止めてください。(退避勧告)」

その国・地域に滞在している方は滞在地から、安全な国・地域へ退避してください。この状況では、当然のことながら、どのような目的であれ新たな渡航は止めてください。

企画旅行催行のガイドライン

社団法人日本旅行業協会(JATA)は、会員である旅行会社各社に対して、企画旅行(旅行会社が旅行商品を企画造成し販売する旅行契約の形態)の催行可否の判断について、海外安全情報の「危険情報」の4段階の危険度合に応じた、以下のガイドラインを定めて、旅行会社各社へ通知しています。

①「レベル1：十分注意してください。」または

②「レベル2：不要不急の渡航は止めてください。」が出されている国(地域)への企画旅行は：

旅行会社が、独自に情報を収集し、必要に応じて危険回避の措置をとるなどして、安全確保ができると判断した場合は、旅行者に渡航情報の内容を書面で案内した上で、企画旅行の催行が可能です。
これを踏まえて企画旅行を催行する際に、旅行者が契約を解除した場合は、規定通りの取消料を請求できます。

③「レベル3：渡航は止めてください。(渡航中止勧告)」または

④「レベル4：退避してください。渡航は止めてください。(退避勧告)」が出されている国(地域)への企画旅行は：

原則として中止します。

※渡航情報の内容は以下にてご確認・ご覧になれます。

- ◆外務省「海外安全ホームページ」<http://www.anzen.mofa.go.jp>
- ◆外務省領事局領事サービスセンター(海外安全相談班)TEL:(代)03-3580-3311

保健衛生について：渡航先の衛生状況については、厚生労働省「検疫感染症情報」ホームページ<http://www.forth.go.jp>でご確認ください。

危険情報①②発出地域への企画旅行に関する当社の対応

①「レベル1：十分注意してください。」と②「レベル2：不要不急の渡航は止めてください。」が出されている地域への企画旅行の催行は、右上記のとおり、旅行会社の判断に委ねられています。当社では該当地域への企画旅行の催行を検討するにあたり、催行可否を判断するための規準として、当社独自の下記の自主ルールを定めています。

アルパインツアーオの自主規準

当社が危険情報①②が出されている地域への企画旅行を「催行可能」

にするためには、現地の状況が以下の各項目の条件をすべて満たしていることを確認しなければならない。

●①「レベル1：十分注意してください。」発出地域の場合

1. 国際航空便および国内航空便が通常運航されている。
2. 交通機関、宿泊機関、観光施設等が通常営業している。一部限定期的な障害が予測されても代替措置が可能で、旅程に大きな変更が生じないことを現地オペレーターが表明している。
3. 現地在住者の通常生活に大きな障害が発生していない。デモ、集会等一部限定期的な障害が予測されても回避することが可能で、旅程に大きな変更が生じない。
4. 一般的な海外旅行保険によって旅行中の損害が担保される。

●②「レベル2：不要不急の渡航は止めてください。」発出地域の場合

上記の4項目に加えて、

5. 当該国に於ける政府または公的機関、あるいは観光局または観光業界代表的機関等が、外国人旅行者の受け入れに対して、対外的に歓迎の意向を表明している。または、外国人旅行者の受け入れに対して、対外的に懸念を示していない。

●上記諸条件が確認され、催行のために募集開始を決定した後で申し込みを受けつけた場合で、申込者の自己都合による取り消しの場合は取消料を收受する。しかし、催行決定後であっても、現地状況の変化に対応して催行中止を決定することもある。この場合は、申込者へ旅行代金を返金するが、原則として査証等渡航手続き諸費用は收受する。

アルパインツアーオでは、日頃から、外務省海外安全情報のほかに、現地の政府、公的機関、観光局、観光業界代表的機関、現地旅行手配会社、現地在住の協力者、現地派遣当社スタッフ等から最新情報を収集し、当社が長年にわたり培ってきた経験等を生かして、渡航先の状況把握に努めてまいりました。当社はこれからも皆様が安心してツアーオにご参加いただけますよう細心の努力を重ねてまいります。